

秋田港荷役機械保守点検業務委託 (08-PM51-Y1) 特記仕様書

1. 総則

本業務は、秋田港外港地区（秋田市土崎港相染町）に設置しているガントリークレーン、トランクスファークレーン、リーフアースタンド、ベルトコンベアについて、「労働安全衛生法」「クレーン等安全規則」等に基づく年次点検及び月例点検等を行い、円滑な運転を維持するため、本仕様書及び別添点検表に従って、秋田港湾事務所職員の指示により行うものとする。

2. 対象機械

- (1) ガントリークレーン N=2台
製造メーカー、仕様は①、②のとおり
- ①製造者：三井造船(株)
ガントリークレーン
ホイスト式天井クレーン
平成23年12月設置
吊り上げ荷重 50.3トン
吊り上げ荷重 5.07トン
動力（電源）：6600V 50Hz
- ②製造者：三井造船(株)
ガントリークレーン
ホイスト式天井クレーン
平成27年7月設置
吊り上げ荷重 50.2トン
吊り上げ荷重 5.07トン
動力（電源）：6600V 50Hz
- ※フロン排出抑制法により第一種特定製品に該当するエアコンがガントリークレーン各機に3台ずつあるため、簡易点検を毎月行うこととする。点検報告書は任意様式とする。
- (2) トランクスファークレーン N=3台
製造者：三菱ロジスネクスト(株)
平成24年3月設置（2台）
平成26年7月設置（1台）
吊り上げ荷重 51.6t
動力：モータ式
電源：ディーゼルエンジン
- (3) リーフアースタンド N=9台
製造者：(株)高工社
平成24年3月設置
(コンセント 6口×8台)
(株)北澤電機製作所
平成11年3月設置
(コンセント 4口×1台)
規格 AC440V 3相 32A
- (4) ベルトコンベア N=1台
製造者：住友重機械工業(株)
型式 BMS 4-2840WPS
平成10年10月設置
(カップリング兼用ドラム付き)
動力（電源）：6600V 50Hz

3. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 点検内容

- | | | |
|--------------------|------|--------------|
| (1) ガントリークレーン (2台) | 年次点検 | 2回 |
| | 月例点検 | 22回 (11回×2基) |
| | 性能検査 | なし |
- ※1号機の検査証有効期限：令和9年12月8日 (性能検査実施対象外)
※2号機の検査証有効期限：令和9年7月26日 (性能検査実施対象外)
※2号ガントリークレーンの保守点検項目は同型機の1号機に準じるものとする。
なお、点検項目に一部相違があり、その相違は下記のとおりである。
・1号ガントリークレーン固有装置・・・吊りビーム
・2号ガントリークレーン固有装置・・・レールブレーキ、オーバーハイトアタッチメント、対本船衝突防止
- | | | |
|----------------------|------|--------------|
| (2) トランسفァークレーン (3台) | 年次点検 | 3回 (1回×3基) |
| | 月例点検 | 33回 (11回×3基) |
| | 性能検査 | 1回 (3号機) |
- ※1号機、2号機は平成25年2月に風向風速計を追加設置。
※1号機、2号機の検査証有効期限：令和8年3月20日 (令和8年3月更新予定のため性能検査実施対象外)
※3号機の検査証有効期限：令和8年7月15日 (性能検査実施対象)
- | | | |
|--------------------|--|-----|
| (3) リーフアースタンド (9台) | 月例点検 | 12回 |
| (4) ベルトコンベア (1台) | 月例点検 | 12回 |
| (5) 緊急時対応 | 上記、(1)～(4)の対象荷役機械が荷役中に故障等で停止するなどの緊急事態発生時に対応すること。 | |

5. 現地点検作業等について

- (1) 年次点検、月例点検の内容は点検リストに従うこと。
なお、点検内容に関して提案がある場合は発注者と協議すること。
- (2) 現地点検に際して、実務経験を有する責任監督者を派遣し、技術指導、労務管理安全衛生、その他一切の業務を管理し点検作業を行うこと。
また、平日の9時から17時までコンテナターミナル内に1名以上の技術職員を常駐させ、保守業務を行う体制をとること。なお、常駐場所は発注者がコンテナターミナル管理棟内に確保する場所とする。
また、常駐場所の使用料は減免するが、受注者が管理棟で使用する光熱水費（電気料、水道料）については受注者の負担とし、毎月の管理棟光熱水費の一部を秋田県が算定した額による納入通知書により使用月の翌月支払うものとする。
その他、管理棟を使用、管理する秋田コンテナターミナルカンパニーの定める共益費は受注者が負担すること。
- (3) 受注者は、責任監督者に選定しようとする者が、実務経験を有していることを証明するための書類を作成し、発注者に提出すること。
- (4) (3)により、実務経験を有することが認められた場合、本業務の責任監督者として承諾する。

- (5) 点検の日程は、秋田港湾事務所担当者及び外港地区の荷役を管理する秋田コンテナターミナルカンパニーの担当職員と協議、調整すること。
なお、コンテナ荷役作業の都合上、外港地区コンテナターミナル内設置のガントリーカレーン及びトランクルームの月例点検及び年次点検作業日を連続して確保できない場合があるため、荷役作業の合間や昼休み時間など、短時間の保守点検にも対応できること。
- (6) 初回の点検を開始するまでに、本業務の計画書を書面で提出し、発注者の承諾を得ること。計画書の記載内容は以下による。なお、計画書の内容に変更があった場合、その都度計画書を提出し、発注者の承諾を得ること。
- ①業務概要
 - ②計画工程表
 - ③点検及び緊急時対応の組織表
 - ④点検及び緊急時対応の方法
 - ⑤安全管理
 - ⑥業務中における、緊急時の体制及び対応
 - ⑦その他
- (7) 現地に立入る際は、その都度名簿を作成し、発注者に提出すること。
- (8) 本点検作業において使用する工具品等は、すべて受注者の負担とする。
- (9) 年次点検作業及び性能検査に必要なウエイトは、発注者の所有するものを使用してよい。なお発注者が外港コンテナターミナル内に所有するテストウエイトを各荷役機械まで運搬する必要がある場合の費用は受注者の負担とする。
発注者の所有するものを使用しない場合、その費用は受注者が負担すること。
- (10) 点検時に緊急を要する事項が発生した場合、直ちに秋田港湾事務所職員に連絡し、指示を受けること。
- (11) 点検の結果、指摘した修理事項のうち点検中に施工できる軽微な修理は、受注者において処置すること。修理の規模が大きい、又は、部品の手配を要する等、点検の範囲内で修理を実施できないものについては、発注者と協議すること。
協議の結果、別途対応になった事項は、報告書を作成し、速やかに発注者へ提出すること。
- (12) 性能検査に係る事務及び手続き等、一切の権限を受注者に委任する。
なお、性能検査受検に要する手数料等は受注者で支払うこととし、その費用は委託料に含まれるものとする。
- (13) 荷役機械の故障及び緊急事態により、発注者または荷役機械使用者から要請があった場合は1時間以内に技術職員を現地に派遣し対応を行うこと。その緊急対応の際に荷役機械が使用可能か判断し、故障箇所の特定、修繕の実施に努めること。
また、対応後は速やかに報告書を作成し、発注者へ提出すること。
- (14) 点検完了後、点検報告書を1部提出すること。
- (15) この仕様書に明記されていない事項は別途協議する。

6. 点検上の注意について

- (1) 点検期間中は、クレーンの周囲に不注意に人が近づいたり、関係者以外の車両等が進入しないように「クレーン点検中」等の標識を掲げること。
- (2) 点検は高所作業となるので、点検者は、ヘルメット、安全帯等を着用して安全に心掛け、事故のないよう十分に注意すること。
- (3) クレーン電源及びその他港湾設備の高圧電源の投入、遮断に際して、電源の投入、遮断を禁止する場合は、その旨を配電盤等に表示し、必要に応じて関係者に事前に周知すること。